

休学中の方へ

休学中の学生を対象とした 第二種奨学金の継続貸与について

日本学生支援機構第二種奨学金の貸与を受けている者（令和5年度に第二種奨学生として採用された者を含む）で、令和5年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う学生に対して、第二種奨学金継続貸与の支援が実施されることとなりました。

申請を希望する学生は、当該活動を行う2か月前から当該活動を開始1か月後までの間（最終期限は令和6年1月26日（金））に学生生活支援課奨学金担当まで申し出てください。

※貸与期間は、活動を開始した月から最大1年間です。

※令和4年度に1年未満の継続貸与を受けた者は、残り月数分の貸与を受けることができます。